

(別紙)

令和3年4月5日付け環境省通知「廃棄物処理施設等の更新及び交換に係る手続きについて」の島根県での取扱いについて

島根県環境生活部廃棄物対策課

○通知の概要

廃棄物処理施設の更新に当たり、設置許可等に基づき設置された産業廃棄物処理施設を廃止し撤去したとしても、当該設置許可等までもが廃止されたとは解されないとして、①同一施設への更新、②施設の一部を同一のものに交換する場合、③同一ではない施設への更新、④施設の一部を同一ではないものに交換する場合についてそれぞれの手続きが示された。

○現状の取扱いからの変更点

現状	通知による変更
設置許可と設置した施設はセットであり、施設更新（施設がすべて入れ替わる）時は新規設置許可（事前の変更届）を求める。	施設の更新にあたり設置許可等は施設廃止後も残り、更新後の施設は使用前検査を受けることで設置許可等に基づき設置された施設となる。

○本通知の島根県での取扱い

- ・通知に従い、運用を行うこととする。
- ・許可を必要とする施設の同一施設への更新又は軽微変更に該当する更新の場合、旧施設の廃止における設置許可証の返却は不要とする。
- ・施設の更新に伴う軽微変更の内容は使用前検査等で確認する。